

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		占 用 料					
		単 位	所 在 地				
			第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地	第 4 級 地	第 5 級 地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	1,600	660	440	350	300
	第2種電柱		2,400	1,000	680	540	470
	第3種電柱		3,300	1,400	920	730	630
	第1種電話柱		1,400	590	400	320	270
	第2種電話柱		2,300	950	630	500	440
	第3種電話柱		3,100	1,300	870	690	600
	その他の柱類		140	59	40	32	27
共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	14	6	4	3	3	
地下に設ける電 線その他の線類		8	4	2	2	2	
路上に設ける変	1個につき	1,400	580	390	310	270	

	圧器	1年					
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	850	350	240	190	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800	1,200	790	630	540
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200	500	330	270	230
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000	3,800	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800	1,200	790	630	540
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	59	25	17	13	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		85	35	24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130	53	36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170	71	47	38	33

	もの								
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			250	110	71	57	49	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			340	140	95	76	65	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			590	250	170	130	110	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			850	350	240	190	160	
	外径が1メートル以上のもの			1,700	710	470	380	330	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1		2,800	1,200	790	630	540	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	年	Aに0.005を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額					
	上空に設ける通			9,700	1,900	870	480	340	

	路							
	地下に設ける通路			5,800	1,100	520	290	200
	その他のもの			2,800	1,200	790	630	540
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1 平方メートルにつき1 日	190	38	17	10	7
	その他のもの		占用面積1 平方メートルにつき1 月	1,900	380	170	96	67
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1 平方メートルにつき1 月	1,900	380	170	96	67
		その他 のもの	表示面積1 平方メートルにつき1 年	19,000	3,800	1,700	960	670
	標識		1本につき 1年	2,300	950	630	500	440
	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につき 1日	190	38	17	10	7
		その他	1本につき	1,900	380	170	96	67

		のもの	1月					
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190	38	17	10	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	170	96	67
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	19,000	3,800	1,700	960	670
		その他のもの		9,700	1,900	870	480	340
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800	1,200	790	630	540
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	170	96	67
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280	120	79	63	54
政令第7条第9号に掲げる	建築物		占用面積1平方メートルにつき1	Aに0.013を乗じて得	Aに0.015を乗じて得	Aに0.017を乗じて得	Aに0.019を乗じて得	Aに0.024を乗じて得

施設	年	た額	た額	た額	た額	た額
		その他のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額				

別表の備考第8号中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物

件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 平成30年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額

(2) 平成31年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第 号）による改正後の別表」に改める。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。